

ID: 5094

担当部署: 都市建設課

処分の概要	管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	景観法 第40条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第40条において準用する第36条第3項及び第38条の規定による。 (管理協定の変更)</p> <p>第40条 第36条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。 (管理協定の締結等)</p> <p>第36条</p> <p>3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 (管理協定の認可)</p> <p>第38条 景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日